

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 農業協同組合検査規則の全部改正
- ◇告示 農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱
禁猟区の設定
道路位置の指定
建設業者の登録まつ消
建設業者の登録
建設業者の登録まつ消
建設業者の登録
- ◇公告 土地区画整理事業計画の認可
国有財産の公用廃止
毒物劇物取扱者試験の合格者発表表

規則

農業協同組合検査規則をここに公布する。

昭和三十七年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

農業協同組合検査規則

農業協同組合検査規則（昭和二十六年六月鳥取県規則第三十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十四条の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（以下「組合」と総称する。）に対して知事が行なう検査（以下「検査」という。）は、法令に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（検査の目的）

第二条 検査は、組合をして法令、法令に基づいてする知事の処分又は定款、規約若しくは共済規程を遵守させ、組合の財産管理及び業務の処理を適正ならしめ、

組合員又は会員の利益を保全するとともに、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

(検査権の行使)

第三条 検査は、知事が指名した事務吏員又は技術吏員(以下「検査吏員」という。)が行なうものとする。

ただし、検査吏員でない者を検査吏員の補助員としてその検査に従事させることがある。

(検査の要領)

第四条 検査は、別に定める農業協同組合検査要領に従い、組合の業務及び会計につき物件、帳簿、伝票、証ひよう書類その他の業務記録等を調査し、法令、定款等に違反する事項の有無、財産の確認及び業務執行の適否を明かにするものとする。

(検査の範囲)

第五条 検査は、検査基準日の属する事業年度における業務及び会計の状況につき、行なうものとする。ただし、検査吏員が必要があると認めるときは、過年度における業務及び会計の状況についても検査することが

できる。

(検査の場所)

第六条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に係る場所において行なう。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において検査を行なうことができる。

(無通告検査の原則)

第七条 検査は、あらかじめ通告しないで行なう。ただし、知事が特に指示した場合は、この限りでない。

(証票の携帯呈示)

第八条 検査吏員は、検査を行なうときは、その身分を示す証票(別記様式第一号)を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(執務時間内検査の原則)

第九条 検査の執行は、組合の業務に支障のないように留意し、組合の執務時間内に行なう。ただし、特別の理由があり、理事その他の責任者の承諾を得た場合は、

この限りでない。

(検査の立会)

第十条 検査は、理事(又は清算人)その他の責任者一人以上の立会のもとに行なわなければならない。

2 検査にあつては、監事の立会を求めるようにしなければならない。

(組合員等との照査)

第十一条 検査吏員は、検査にあつて、特に必要があるとき認められる場合において、組合員、会員その他取引先、退職した役員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は関係資料の提出を求めることができる。

(検査の取りやめ、中止)

第十二条 検査吏員は、次の各号の一に該当するときは、検査を取りやめ又は中止することができる。

- 一 第十条第一項に掲げる者を立ち会わせることができないとき。
- 二 検査すべき帳簿書類の大部分が検査の場所に現存

せず、かつ、急速にこれを備えさせることができないとき。

三 検査すべき帳簿書類の記載が甚しく不備のため、業務及び会計の状況等を知ることができないとき。

四 その他重大な事故のため検査の実施が困難であると認めるとき。

2 前項の場合において、検査を取りやめ又は中止しようとするときは、検査吏員は、ただちに知事にその旨を報告して、その指揮を受けなければならない。

(品位の保持)

第十三条 検査吏員は、検査にあつては常に品位を保持し、検査に対する信頼を高めるように努めなければならない。

(検査結果による措置)

第十四条 検査吏員は、検査を終了したときは、知事が特に指示する場合のほか、通常理事(又は清算人)及び監事の参集を求めて、検査によつて明らかとなつた事項について講評を行なわなければならない。

- 2 検査吏員は、検査終了後すみやかに次の書類をもつて検査報告書を作成し、知事に提出しなければならぬ。
 - 一 検査概要表
 - 二 検査結果一覧表
 - 三 検査書案
 - 四 その他参考書類
 - 3 前項の場合において、知事は、法令の違反若しくは組合運営上重要と認めた事項について、すみやかに検査書を組合に交付するものとする。
 - 4 前項の場合において、知事は、当該組合から期限を定めて理事会議事録及び監事の意見書を添付した回答書を提出させるものとする。
- (検査簿)
- 第十五条 検査吏員は、別記様式第二号による検査簿を備えて、検査終了後の経過を記載するものとする。
- (秘密の保持)
- 第十六条 検査吏員は、検査にあつて知ることのでき

別記様式第一号

.....8.5cm.....

農業協同組合検査吏員証	第 号
職 氏 名	
年 月 日 生	写 真 ち ゚ ゅ う 付
上記の者は農業協同組合法第94条による検査吏員であることを証明する。	
昭和 年 月 日	
鳥取県知事 氏	名 印

.....6cm.....

た秘密を洩らしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

00799

項目	関連番 係番 調号	判 定 指 標	()は組合計上額	判定点	
財 務 内 容	1. 前年度損益均衡	事業総利益①	()	当期損益⑨	()
		事業総費用②	()	出資配当相当額⑩	()
		事業管理費③	()	退職給与引当金繰入⑪	()
		事業損益④	()	減価償却額⑫	()
		事業外損益⑤	()	貸倒引当金繰入⑬	()
		当期純損益⑥	()	貸倒引当金繰入⑭	()
		期間外損益⑦	()	④ + [(⑩+⑪) × 1/2] ⑮	()
	2. 分類資産	Ⅱ 分類額⑯		貸倒引当金⑲	
		Ⅲ 分類額⑰		価格変動引当金⑳	
		Ⅳ 分類額⑱		(⑰ - ⑲ - ⑳) ㉑	
		計⑲		(⑰ - ⑲ - ㉑) ㉒	
		Ⅱ + Ⅲ / 2 ⑳		㉒ / ㉑ % ㉓	
	3. 自己資本	払込済出資金㉔		簿外負債㉕	
		諸積立金㉖		負債含み益㉗	
		繰越損益㉘		簿外資産㉙	
		自己資本㉚		正味財産㉛	
		資産含み損㉜		㉛ / ㉚ % ㉝	
	4. 固定比率	出資予約貯金㉞		(㉞/㉟+㊱+㊲) % ㊳	
		固定資産㉟		㉞ / ㉟ % ㊴	
		同上取得借入金㊱		㉞ + ㊱ % ㊵	
系統機関出資金㊲			㉞ + ㊲ % ㊶		
その他外出資金㊳			㉞ - ㊳ % ㊷		
5. 貯金安定度	信用事業より他事業 運用額㊴		預 け 金 ㊸		
	貯金総額㊵		基準合4条適合率㊹	(基準=100)	
	定期積金㊶		" 5条" ㊺	(")	
	要求払貯金㊷		{(100) % } × 1/2 ㊻		
	要求払以外貯金㊸		(㊹ + ㊺) % ㊼		
6. 経営動向	本年損益見込または 計画㊹		自己資本毀損額 ㉚ - ㊼ ㊽		
	損益均衡余力 (⑥ + ㊹) × 1/2 ㊾		㊽ / ㊾ % ㊿		
合 計 点					
総 合 判 定 (A.B.C.D.Eの別)					
判 定 基 準	1. 前年度損益均衡		5. 貯金安定度		
	(4) > 0. (6) > (9) 著しい不採算部門なし	+ 2	㊹ ≥ 120% + 2	㊼ ≥ 80% - 1	
	(4) ≥ 0. (6) ≥ 0	+ 1	" ≥ 110% + 1	" ≤ 80% - 2	
	(4) < 0. (6) ≥ 0. (14) > 0	0	" ≥ 100% 0		
	(4) < 0. (1) (1) のいずれか充す	- 1	6. 経営動向 (次を参考として補正判定する)		
	(4) < 0. どちらも充さない	- 2	㊼ < ㉚ かつ ㊽ > 0	+ 2	
	2. 分類資産率 ㉓		㊼ < ㉚ · ㊽ > 0 のばあい		
	2%未済 + 2	10%未済 - 1	㊽ ≥ 100% + 1		
	5% " + 1	10%以上 - 2	" ≤ 200% 0		
	7% " 0		" ≥ 300% - 1		
3. 自己資本保持率 ㉝		" < 300% - 2			
150%以上 + 2	80%以上 - 1	㊼ < ㉚ かつ ㊽ < 0	0		
120% " + 1	80%未済 - 2	" < ㉚ かつ ㊽ ≥ 0	- 2		
100% " 0		7. 財務総合判定			
4. 固定比率		(1)~(6)合計点			
㉛ ≥ 100% かつ ㉓ ≥ 140%	+ 2	9~12 A			
同上二つの中どちらか充す	+ 1	4~8 B			
㉛ ≥ 100% かつ ㉓ ≥ 140%	0	-3~3 C			
同上二つの中どちらか充す	- 1	-4~-8 D			
どちらも充さない	- 2	-9~-12 E			

告 示

鳥取県告示第四百十五号

農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、農業構造改善事業の促進対策に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、前条に規定する農業構造改善事業の促進対策に關する事業で補

助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助率)

第三条 補助事業及び補助率は、別表のとおりとする。

(添付書類)

第四条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、様式第一号のとおりとする。

(申請事項の変更)

第五条 市町村が規則第十一条第一項の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項を変更し又は当該事業等を中止し若しくは廃止しようとするときは、様式第二号の補助事業変更承認申請書を提出しなければならない。

2 規則第十一条第一項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 補助金額を変更すること。
- 二 指定地域又は指定地区を変更すること。
- 三 指定地区の規模（耕地面積）を二割以上変更すること。

(状況報告書)

第六条 補助事業者は、毎月末日現在において様式第三号の農業構造改善事業促進対策事業実施状況報告書を作成し、翌月十五日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第七条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第四号のとおりとし、翌年度の四月五日までに提出し

なければならない。

(書類の経由)

第八条 この要綱に基づいて知事に提出する書類は、正副二通を作成し、所轄地方農林振興局長を経由して提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金から適用する。

別表

事業	経	費	補助率
農業構造改善事業地域計画樹立推進事業	市町村が行う計画地域における農業構造改善事業計画の樹立推進に要する経費	樹立推進に	二分の一以内
パイロット地区農業構造改善事業計画樹立推進事業	市町村が行うパイロット地区における農業構造改善事業計画の樹立推進に要する経費	樹立	〃

様式第1号

昭和〇〇年度農業構造改善事業計画及び収支予算書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

指定地域名	郡市町村名	地 域 の 規 模		主産地形成年	区分
		耕地面積	農家戸数		
		ha	戸		

(2) 農業構造改善事業パイロット地区計画樹立推進事業

指定地、域名	地区の区域(郡市町村名)	地区の規模		備	考
		耕地面積	農家戸数		
		ha	戸		

3 経費の配分

区 分	総事業費(A+B+C)	補助事業に要する経費(A+B)	負担金(A)	負担区費(B)	その他(C)	経費(積算)の基礎
農業構造改善事業地域計画樹立推進費	円	円	円	円	円	
農業構造改善事業パイロット地区計画樹立推進費	円	円	円	円	円	

- 4 事業完了予定年月日
- 5 収支予算
- (1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
農業構造改善事業地域計画樹立推進費	円	円	円	円	
農業構造改善事業パイロット地区計画樹立推進費					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
農業構造改善事業地域計画樹立推進費	円	円	円	円	
農業構造改善事業パイロット地区計画樹立推進費					

様式第2号

番 号
年 月 日

鳥取県知事

殿

市町村長 氏 名 ⑩

昭和〇〇年度農業構造改善事業促進対策費補助金計画変更承認申請書

昭和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった農業構造改善事業促進対策費補助金について農

業構造改善促進対策費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したので承認されたく申請する。
なお、その他については申請書記載のとおりとする。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

(1) 農業構造改善事業地域計画樹立推進事業

指定地域名	郡市町村名	当初計画		変更計画	
		地域規模 耕地面積 ha	農家戸数 戸	地域規模 耕地面積 ha	農家戸数 戸

(2) 農業構造改善事業パイロット地区計画樹立推進事業

指定地区名	地区の区域 (郡市町村名)	当初計画		変更計画	
		当地区の面積 耕地面積 ha	農家戸数 戸	変更地区の面積 耕地面積 ha	農家戸数 戸

(3) 経費の配分

区分	当		初		計		面		変		更		計		面	
	総事業費	補助事業に要する経費	事業費	国庫補助金	負担金	負担金	負担金	負担金	総事業費	補助事業に要する経費	負担金	負担金	負担金	負担金	負担金	負担金
農業構造改善事業地域計画樹立推進費	円		円		円		円		円		円		円		円	
農業構造改善事業パイロット地区計画樹立推進費																

様式第3号

鳥取県知事

殿

市町村長 氏

名 ⑩

昭和〇〇年度〇〇月分農業構造改善事業促進対策事業実績報告について

●のことについて、鳥取県補助金等交付規則に基づき、下記のとおり報告します。

記

区分	計画事業費	出		来		高		残高	備考
		前月まで進捗度	事業費	今月進捗度	事業費	計進捗度	事業費		
農業構造改善事業地域計画樹立推進費	円	%	円	%	円	%	円		
農業構造改善事業パイロット地区計画樹立推進費									

様式第4号

鳥取県知事

殿

市町村長 氏

名 ⑩

昭和〇〇年度農業構造改善事業促進対策事業実績報告書

昭和〇〇年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった農業構造改善事業促進対策事業を下記のとおり実施したので、農業構造改善事業促進対策補助金交付要綱の規定により報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- (1) 農業構造改善事業地域計画樹立推進事業

指定地域名	郡市町村名	地 域 の 規 模		主 産 地 形 成 作 目 区 分
		耕 地 面 積 ha	農 家 戸 数 戸	
		ha	戸	

(2) 農業構造改善事業パイロット地区計画樹立推進事業

指定地区名	地区の区域(郡市町村名)	地 区 の 規 模		備 考
		耕 地 面 積 ha	農 家 戸 数 戸	
		ha	戸	

四 存続期間 昭和三十七年三月十六日から
昭和四十二年三月十五日まで

鳥取県告示第四百七十七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九條の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年三月二日道路の位置を指定したので、同規則第十條の規定により告示する。

昭和三十七年三月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四條の規定により廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十七年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日
鳥取県知事登録 (一) 昭三五、一、二三 宮本建設(有) 日野郡根雨町根雨 宮本 嘉吉 昭三七、一、二三
(二) 第一三五号

申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市西品治六七八番地の三	鳥取市西品治字行徳北側一五番の一部	二四番	幅員
水口 久子	鳥取市西品治字行徳北側一五番の一部	二六番	四メートル
"	"	二七番	延長
"	"	二七番	二二九、三
"	"	二八番	メートル
"	"	二四番	
"	申請土地に含まれる農道敷水路敷		

鳥取県告示第四百四十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六條の規定による登録の申請に基づき、同法第八條第一項の規定により、専門工事業者を次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名 称 主たる営業所所在地 申請者氏名 摘 要
鳥取県知事登録 (と) 第六一七号 昭三七、一、一四 平岡組 東伯郡東郷町大字方地 平岡 正寿 土木一式工事
" 第六一一号 " " 山陰温装工業(有) 米子市西福原五一 京利一二三 機械器具設置

" 第二九八号 " " 一、二二 横山工務所 鳥取市向国安二三一 横山 勇治 土木一式工事
" 第六二〇号 " " 一、三〇 国本組 八頭郡智頭町智頭 国本 福治 " "
" 第一三八号 " " 二、一一 船山組 東伯郡赤碓町出上 福本 信親 " "
" 第六〇九号 " " 一、七 城平建設(有) 鳥取市西町四丁目 城平 実 土木一式工事
" 第六〇五号 昭三六、一〇、二三 横山工業(株) 米子市富士見町 横山 武好 土木一式工事
" 第二八九号 " " 一〇、一一(有) 茅野組 " 紺屋町一三四 茅野 義秀 建築一式工事

鳥取県告示第五百十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六條の規定による登録の申請に基づき、同法第八條第一項の規定により、

専門工事業者として次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年三月九日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘 要
鳥取県知事登録 (と) 第七九四号	昭三十七年二月一〇日	(有) 岡本工務店	鳥取市行徳四ノ一	岡本 亀男	建築一式工事

鳥取県告示第百五十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十七年三月九日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (へ) 第四一八号	昭三五、四、一一	岡本工務店	鳥取市今町一丁目	岡本 亀男	昭三七、二、九

鳥取県告示第百五十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、専門工事業者として次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年三月九日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘 要
鳥取県知事登録 (と) 第七九五号	昭三十七年二月二八日	興 和 建 設	八頭郡河原町大字佐貫 一〇〇二	中山 一雄	土木一式工事
" 第七九六号	"	富士ハウス	東伯郡関金町関金	藤井 憲明	建築一式工事
" 第七九七号	"	中村工業	鳥取市吉成五一〇	中村 一雄	土木一式工事

鳥取県告示第百五十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十二条の規定により、鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業の事業計画を認可したので同法第五十五条第六項の規定により次のように告示する。

昭和三十七年三月九日

鳥取県知事	石 破 二 朗
一 土地区画整理事業の名称	鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業
二 施行者	鳥取市
三 施行地区に含まれる地域の名称	鳥取市行徳の一部 古市の一部 東品治町の一部 富安の一部 吉成の一部 吉方の一部 今町二丁目の一部
四 事務の所在地	鳥取市尚徳町百十六番地 (鳥取市役所内)
五 事業計画の認可の年月日	昭和三十七年二月二十日

鳥取県告示第百五十四号

次の土地は、昭和三十七年三月五日から公開を廃止した。

昭和三十七年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	地目又は は品目 数量(坪)
鳥取市吉成字下池田四九二より五 一三番地先に至る	道路敷	八六、〇四
〃	水路敷	二二、五七
〃	堤塘敷	七二、八〇
〃	四九二、五〇四、五〇五番地先	
関係図面は土木部管理課に保管		

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) 第八条第一項第三号の規定による昭和三十六年度第二回 毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十七年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一般用)

住 所	氏 名
鳥取市瓦町二九	玉木寛治
倉吉市越殿町一、〇四五	中原英夫
〃 上米積二六五	石田葉子
東伯郡北条町弓原四二六	増田千蔭
〃 羽合町田後六七七ノ三	福井佐用子
(農業用)	
住 所	氏 名
気高郡青谷町青谷三、七五五	黄金修
〃 鹿野町河内二、五二二	小谷安博
米子市両三柳三、四五八	坂根誠一
境港市上道町二九一	大下輝夫
〃 外江町三、四二九	高梨洋子
米子市奥谷四五〇ノ一	田村正道
〃 西倉吉町五四	入江昭次
西伯郡淀江町淀江七一	井上明夫

住 所	氏 名
〃 大山町國信五四七ノ二	小原恵美子
米子市立町一丁目五二	西尾英治
〃 紺尾町九六ノ一一	平山三郎
境港市相生町六三	斎藤哲也
米子市花園町一四	杵多清
西伯郡中山町田中七七四ノ三	藤田憲昭
米子市西福原二〇ノ二	塩治繁
西伯郡大山町神原清水田二二ノ二	岡屋繁昌
岩美郡津ノ井村桂木三二三	田中頼正
鳥取市東品治町一〇四ノ一	伊吹善博
〃 西品治七〇〇	伊吹綾子
〃 上味野七四ノ一	田中操
岩美郡岩美町岩常五六一	出井甲市
〃 〃 新井二八五	榎本一郎
鳥取市古市二三ノ二	藤原幸夫
〃 行徳三〇〇ノ二	岡村義雄
岩美郡国府町殿一八	湯谷平八
〃 福部村蔵見一八五	平木仁三郎

住 所	氏 名
兵庫県美方郡浜坂町浜坂四六四ノ三	岩田悦藏
岩美郡岩美町宇治五二七	難波宣行
〃 国府町神護二六一	松島 榮
〃 〃 殿八〇	山本貴己
〃 〃 石井谷一二六	高橋華昇
鳥取市今町一丁目九三	中山博範
〃 雲山三四〇	福田 登
八頭郡那家町土津黒一六三	衣笠 一
気高郡青谷町三、八五六	中西美行
岩美郡国府町美曠四九九ノ一	福谷源太郎
〃 福部村細川二六三	田淵隼仁
倉吉市上井柳町三九六	田口好治
〃 堺町三丁目	村中富行
〃 上井三二〇ノ四	朝倉 保
〃 河原町一、八七九	高多邦明
〃 岡田五ノ一一	江本秀次郎
〃 米田八一	福楽富美子
〃 河原町一、八二八	福井 清

住吉町一四	春木みさ枝	若桜町吉川八	平口賀夫
二六	能見恵美子	船岡町船岡五六二ノ五	山下淑
上福田四二三ノ一	杉本延夫		
東伯郡羽合町橋津七一	戸崎薫		
泊村字谷一ノ五五	浜口清		
大柴町由良宿一、一六七	難波英太郎		
〃	〃		
〃	竹歳明敏		
東郷町久見六三	森田京		
〃	〃		
松崎五四〇	万哲夫		
〃	〃		
八橋三二三ノ二	米田麻次郎		
大柴町大谷一、四七一	大家レイ子		
羽合町上浅津一二八	立川秀雄		
東伯町徳方	長谷川久江		
八頭郡八東町才代一五ノ二	富士原厚茂		
〃	保木本要		
〃	〃		
岩淵	守部晴雄		
〃	〃		
東二六七、二六八	山崎秀雄		
〃	〃		
用瀬町用瀬三三八	岩永栄治		
〃	〃		
河原町袋河原			

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 郵送料共